

令和8年度 固定資産税 償却資産の申告の手引き

山形県長井市

本市税務行政につきましては、日頃格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに事業用の償却資産も課税の対象となりますので、
この手引きをご参照のうえ、提出期限までに申告していただきますようお願い申し上げます。

申告書の提出期限は
令和8年2月2日(月)です。

期限間近は窓口が混みあいます。
1月23日(金)頃までの提出にご協力ください。
※郵送または電子申告(eLTAX)をご利用ください。

<目次>

I. 償却資産の申告について

- 1. 申告していただく方 2ページ
- 2. 提出書類 2ページ

II. 償却資産のあらまし

- 1. 償却資産とは 3ページ
- 2. 申告の対象となる資産(例) 3ページ
- 3. 申告の対象とならない資産(例) 3ページ
- 4. 償却資産の種類(例) 3ページ
- 5. 業種別における償却資産(例) 4ページ
- 6. 家屋と償却資産の区分(例) 4ページ
- 7. テナントが取り付けした特定附帯設備について 5ページ
- 8. リース資産について 5ページ
- 9. 国税との違いについて 5ページ

III. 償却資産の評価と課税について

- 1. 評価額の算出 6ページ
- 2. 税額の算出 6ページ
- 3. 課税標準の特例 6ページ

IV. 申告書・種類別明細書の書き方 7～9ページ

◆申告書の提出先及び問い合わせ先

〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

長井市税務課 固定資産税係(1階税務課8～9番窓口)

T E L 0238(82)8006(内線342・343)

I. 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

令和8年1月1日現在において、事業用の償却資産を長井市内に所有(貸与している資産も含みます。) している方は申告しなければなりません(地方税法第383条)。

2. 提出書類

申告内容や対象資産により異なるため、下表を参考にしてください。

申告内容		注意事項 及び 提出書類	
前年度に引き続き申告される方	資産の増減がある場合	本市から送付した申告書と種類別明細書に、令和7年1月2日～令和8年1月1日までの増加資産(申告漏れ分も含め)と減少資産を記入してください。申告書の『18備考』の「1. 増減あり」に○をつけて提出してください。	申告書 種類別明細書 償却資産一覧表
	資産の増減がない場合	申告書『18備考』の「2. 増減なし」に○をつけて提出してください。	申告書のみ
	廃業・解散・転出等された場合	申告書『18備考』の「4. 廃業・解散・転出等」の該当するものに○をつけ、廃業等した年月日を記載してください。	申告書 償却資産一覧表
初めて申告される方	資産がある場合	令和8年1月1日現在で所有されている資産全てを種類別明細書に記入してください。	申告書 種類別明細書
	資産がない場合	申告書『18備考』の「3. 該当資産なし」に○をつけて提出してください。	申告書のみ
企業の電算処理による全資産申告をされる方		令和8年1月1日現在で所有されている資産全てを申告してください。 <u>増加資産及び減少資産がわかる種類別明細書についてもそれぞれ必ず提出してください。</u>	申告書 種類別明細書
電子申告(eLTAX)による申告手続をされる方		インターネットを利用して償却資産の申告をすることができます。電子申告をご希望の方は、事前に準備や手続きが必要です。電子申告の全資産申告をする場合は、 <u>増加資産及び減少資産の種類別明細書をそれぞれ添付して提出してください。</u> 電子申告につきましては、eLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。(https://www.eltax.lta.go.jp/)	

★次の点にご注意ください。

- ①詳しい記入方法は、7ページから9ページをご覧ください。
- ②申告をしなかった場合又は虚偽の申告をした場合には、過料又は罰則が科せられることがあります。(地方税法第385条及び第386条)。
- ③申告書の控えが必要な方は恐れ入りますが、ご自分でコピーするなどして保管くださるようお願いいたします。
- ④該当資産がない場合でも事業所把握のため必要となりますので、申告書のみ(種類別明細書は不要)ご提出いただきますようお願いいたします。
- ⑤資産に増加、減少がない場合でも『18備考』の「2. 増減なし」に○をつけて必ず申告をお願いいたします。
- ⑥申告書の書き方がわからない方は、個人確定申告書又は法人確定申告書や減価償却資産の明細がわかる書類をお持ちの上、お早めにご相談ください。

Ⅱ. 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

2. 申告の対象となる資産(例)

- (1) 税務会計上で減価償却資産の対象としている資産
- (2) 簿外資産
- (3) 償却済資産（耐用年数が経過したもの）
- (4) 減価償却を行っていないが、本来減価償却を行うことができる資産
- (5) 建設仮勘定で経理されている資産
- (6) 他の者に貸し付け、その者が事業の用に供している資産
- (7) 家庭用であるが、一部事業の用にも供している資産
- (8) 遊休又は未稼働であるが、事業の用に供することができる状態にある資産
- (9) 道路運送車両法第3条に規定する自動車のうち、大型特殊自動車
- (10) 観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物
- (11) 個別に減価償却している少額償却資産
- (12) 福利厚生のために供する償却資産

3. 申告の対象とならない資産(例)

- (1) 無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、平成12年4月1日以降に取得したソフトウェア等）
- (2) 少額償却資産
 - ① 耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
 - ② 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括して償却することとしたもの
- (3) 自動車税及び軽自動車税の課税対象となる自動車等
 - ① 自動車税の課税客体である自動車
 - ② 軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- (4) 棚卸資産
- (5) 書画骨董（時の経過によりその価値が減少しない資産）

4. 償却資産の種類(例)

資産の種類		償却資産の例示
1	構 築 物	舗装路面、門、塀、緑化施設、庭園、広告塔、消雪設備、受変電設備、自家発電設備 等
2	機 械 及 び 装 置	各種製造加工機械、土木建設機械 等
3	船 舶	ボート、漁船、釣船 等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両） 等
6	工具、器具及び備品	パソコン、コピー機、事務機・椅子、応接セット、エアコン、ネオンサイン、厨房設備、医療用機器、測定工具、レジスター、観賞用や興行用の生物 等

5. 業種別における償却資産(例)

業 種	償 却 資 産 の 例 示
共 通	舗装路面、門、塀、緑化施設、庭園、広告塔、ネオンサイン、受変電設備、パソコン、コピー機、事務机・椅子、応接セット、エアコン 等
小 売 業	陳列ケース、レジスター 等
飲 食 業	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、タオル蒸器、テーブル・椅子・カラオケ機 等
農 業	乾燥機、もみすり機、ビニールハウス、農業用器具 等
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、サインポール 等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、ミシン 等
製 菓 業	窯、オーブン、ミキサー、厨房設備 等
医 業 、 薬 局 業	ベッド、手術台、X線装置、心電計、内視鏡、CTスキャン、脳波測定器、歯科医療用ユニット、光学検査機器 等
製 造 業	旋盤、ボール盤、プレス機、帯鋸・丸鋸盤、カンナ機、研磨盤、検査工具 等
旅 館 ・ ホ テ ル 業	ベッド、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、ボイラー、カラオケ機器、自動販売機 等
娛 楽 業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、カラオケ機、両替機、自動販売機 等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、活字盤鋳造機、断裁機 等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものは除く。）大型特殊自動車、コンクリートカッター、ミキサー 等
ガソリン販売業 自動車整備業	ガソリン計量機、地下タンク、独立キャノピー、洗車機、リフト、プレス機、塗装設備 等
不 動 産 賃 貸 業	駐車場設備、消雪設備、自転車置場、エアコン 等

6. 家屋と償却資産の区分(例)

家屋と設備の所有者が同じである場合の参考としてください。

設備等の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電 気 設 備	受変電設備	設備一式 (配線・配管を含む。)	
	予備電源設備	発電機・蓄電池設備 (配線・配管を含む。)	
	中央監視制御装置	装置一式 (配線・配管を含む。)	
	電灯引込設備	引込工事	
	電力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線
	拡声設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	配線
	インターホン設備	右記以外の親機、子機	家屋と一体となっている設備一式
ガ ス 設 備		屋外設備、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
給 排 水 設 備		屋外設備、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
消 火 設 備		消火器、ホース及びノズル	スプリンクラー、消火栓等の設備
空 調 設 備		ルームエアコン	埋込型のエアコン、その他家屋と一体となっている設備一式

厨房設備 洗濯設備		顧客の求めに応じるサービス 設備(飲食店、旅館、ホテル等)、 寮・病院・社員食堂等の設備	左記以外の設備
運搬設備		ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター、 その他家屋と一体となってい る設備一式
外構設備		工事一式(門、塀、緑化施設等)	
その他		ネオンサイン、袖看板、文字 看板、広告塔	

※ 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

7. テナントが取り付けした特定附帯設備について

テナント(家屋の賃借人)が、その事業の用に供するため家屋に取り付けた特定附帯設備については、本来固定資産税における家屋の評価に含めるものであっても、テナントから償却資産として申告していただく必要があります。

(地方税法第343条第10項、長井市市税条例第42条第8項)

※平成27年1月1日より前にテナントで取り付けした特定附帯設備につきましては、償却資産には該当しませんのでご注意ください。

〈特定附帯設備〉

外壁、内壁、天井、造作、床、建具、電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備 等

8. リース資産について

リースに供されている資産の申告義務は原則として、資産の所有者であるリース会社にあります。

ただし、それが実質的に割賦(分割)販売であると認められる場合(リース期間終了後に譲渡されることになっている場合など)は、ユーザー(買主)が申告を行う必要がありますのでご注意ください。

9. 国税との違いについて

項 目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法	一般の資産は定率法・ 旧定率法又は定額法・ 旧定額法の選択制
前年中の新規取得	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却、割増償却の制度 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却の制度 (所得税、法人税)	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価格の100分の5	1円(備忘価格)
改良費	区分評価	原則区分、一部合算も可

Ⅲ. 償却資産の評価と課税について

1. 評価額の算出

償却資産の評価額については償却資産の取得額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について資産ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

初年度：評価額＝取得価格×(1－減価率×1/2)

2年目以降：評価額＝前年度評価額×(1－減価率)

※取得価格・・・原則として国税と同じ扱いです。

(補助金等で取得した場合は、補助金を含めた金額になります)

※減 価 率・・・原則として耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

2. 税額の算出

償却資産は、原則として評価額が課税標準額になりますので、それに税率(1.4%)を乗じて税額を求めます。

税額(100円未満切り捨て)＝課税標準額(1,000円未満切り捨て)×税率(1.4%)

なお、償却資産の課税標準額の合計が150万円未満(免税点未満)の場合は課税されません。

ただし、免税点未満となるかどうかの判断は税務課で行いますので、資産の多少に関わらず、必ず申告してください。

3. 課税標準の特例

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。該当する資産を取得された場合はそれを証明する関係書類と、「固定資産税(償却資産)課税標準の特例申請書」を提出してください。

★該当する資産を取得した場合や詳細について確認されたい場合は、申請書など関係書類を送付いたしますので、長井市税務課固定資産税係にご連絡ください。

償却資産の増加があった場合又は初めて申告する場合について

- ・同封の「令和8年度種類別明細書」に、下記の記入例を参考に記入してください。
- ・令和7年1月2日から令和8年1月1日までの期間に取得した資産（申告していない資産がある場合はその資産も含む）について、色のついていない欄を記入してください。
- ・控えが必要な場合は、恐れ入りますがご自身で写しをお取りいただきますようお願いいたします。

記入例

令和8年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和8年度 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

所有者コード

所有者名

枚のうち

十六号様式別表一

紅花印刷株式会社

資産の種類 行番号	資産の名称	等	数量	取得年月		取得価格	耐用年数	価格 (評価額)	特例		摘要
				年	月				率	コード	
1	2	オフセット印刷機	1	R	5	5	1	0			
2	6	ノートパソコン	5	R	5	4	1	000 000			
3	6	エアコン	5	R	5	6	750 000	1 0			
4	6	応接セット (中古)	1	R	5	5	250 000	8			
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

【資産の種類】

次の中から該当する番号を記入してください。

1: 構造物

2: 機械及び装置

3: 船舶

4: 航空機

5: 車両及び運搬具

6: 工具、器具及び備品

【資産の名称等】

資産の名称を記入してください。中古で取得したものは名称に" (中古)"と記入してください。

【取得年月】

年号は、
「昭和」の場合は「S」
「平成」の場合は「H」
「令和」の場合は「R」
また、令和8年1月1日に取得した場合は、令和7年12月取得としてください。

【耐用年数】

耐用年数は法人税または所得税の申告で申告した耐用年数を記入してください。
(減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第5、第6参照)
なお、中古資産を取得した場合で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1・2項の耐用年数によるものは、その耐用年数を記載し

【取得価格】

資産を取得するために支出した金額又は支払金額 (付帯費用を含みます) を記入してください。なお、圧縮記帳は固定資産税の評価上認めませんので、圧縮記帳額を含めた取得価格ください。

【耐用年数】
耐用年数は法人税または所得税の申告で用いるものと
同じ耐用年数を記入してください。
（減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第1、第2、
第5、第6参照）
なお、中古資産を取得した場合で、減価償却資産の耐
用年数等に関する省令第3条第1・2項の規定による耐
用年数によるものは、その耐用年数を記載してください。

【取得価格】
資産を取得するために支出した金額又は支出すべき
金額（付帯費用を含みます）を記入してください。
なお、圧縮記帳は固定資産税の評価上認められており
ませんので、圧縮記帳額を含めた取得価格を記入して
ください。

【取得年月】
年号は、
「昭和」の場合は「S」
「平成」の場合は「H」
「令和」の場合は「R」
また、令和8年1月1日
に取得した場合は、
令和7年12月取得とし
てください。

【資産の名称等】
資産の名称を記入してくだ
さい。中古で取得したもの
は名称に”（中古）”と記入
してください。

【資産の種類】
次の中から該当する番号
を記入してください。
1: 構築物
2: 機械及び装置
3: 船舶
4: 航空機
5: 車両及び運搬具
6: 工具、器具及び備品

注意 「増加事由」の欄は、1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による受入れ、4. その他のいづれかに○印を付けてください。

償却資産の修正又は減少があった場合について

- ・同封の「償却資産一覧表」に、下記の記入例を参考に記入してください。
- ・お送りしている「償却資産一覧表」には、令和7年度の内容を印字しています。

記入例

[illegible]

種類

1. 構築物 2. 機械および装置 3. 船舶 4. 航空機
5. 車両および運搬具 6. 工具・器具および備品

取得時期の号

1. 明治 2. 大正 3. 昭和
4. 平成 5. 令和

特例・非課税

特、特例 非、非課税 プリント連番: 1